

平成 26 年 度

松 戸 市 水 防 計 画 書

松 戸 市

## 目 次

1. 計画の目的	1
2. 水防の責任	1
3. 重要水防箇所、水位観測所	
(1) 国土交通省直轄河川	2～6
国土交通省管理の危険度評定基準	7
(2) 千葉県管理河川	8
県管理の危険度評定基準	9
4. 水防機構	
(1) 水防本部	10
(2) 水防本部設置前の配備体制と活動内容	10～13
(3) 水防体制	14
(4) 松戸市の水防組織の現況	15
(5) 松戸市の水防組織	16
(6) 水防関係機関一覧表	17
5. 常時監視・情報の把握・警戒・気象情報及び洪水予報等	
(1) 常時監視	18
(2) 情報の把握	18
(3) 警戒	18
(4) 気象情報及び洪水予報	18～24
(5) 治水監視システム	24
6. 水防団及び消防機関の出動	24
7. 警察官の援助の要求及び自衛隊の派遣要請	24
8. 避難立退	24
9. 収容避難場所	25～28
10. 水防工法	29
11. 水防実施状況報告	29
12. 援助艇（ボート）配備状況	30
13. 消防団の管轄区域	31～33
14. 水防倉庫及び器材資材	34
15. 排水機場及び水門・樋門・樋管一覧表	35～36
16. 防災行政無線	37～40
17. 松戸市水防協議会委員名簿	41
18. 松戸市水防協議会条例	42
19. 松戸市河川図	43

# 松 戸 市 水 防 計 画

## 1. 計画の目的

この水防計画は、水防法（以下「法」という。）に基づく、千葉県水防計画に従い、松戸市地域防災計画の一環として、松戸市内の各河川の洪水等による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、市民の安全を保持することを目的とする。

## 2. 水防の責任

### (1) 松戸市

- 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）

### (2) 千葉県

- 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

### (3) 気象庁

- 気象等の状況により洪水又は高潮の恐れがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣及び県知事に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。（法第10条第1項）

### (4) 国土交通大臣・県知事

- 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積の大きい河川で洪水のおそれがあると認めたときは、気象庁と共同してその状況を関係都府県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知されなければならない。（法第10条第2項）
- 国土交通大臣及び千葉県知事は、各々の指定した河川についての洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。（法第14条）
- 国土交通大臣及び千葉県知事は、各々の指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮により相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発しなければならない。（法第16条）

### (5) 通信・報道機関

- 何人も、水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（法第27条）

### (6) 一般市民

- 市長、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内居住者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

3. 重要水防箇所、水位観測所

松戸市の水防区域内河川における重要水防箇所は次のとおりである。

(1) 国土交通省管理河川

I 重要水防箇所

河川名	番号	重要度		右左岸別	重要水防箇所			重要な理由
		種別	階級		地先名	延長(m)	料杭位置	
江戸川	1	堤防高 堤防断面 漏水 新堤防	B B B 要注	左	松戸市七右衛門新田	4.9	25.0K 上196m 25.0K 上191m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 築堤後3年未満 H23松戸水門外進入路整備工事(H25.3)
	2	堤防高 堤防断面 新堤防	B B 要注	左	松戸市七右衛門新田	281.0	25.0K 上191m 24.5K 上343m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 築堤後3年未満 H23松戸水門外進入路整備工事(H25.3)
	3	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市七右衛門新田	13.0	24.5K 上343m 24.5K 上330m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H23松戸水門外進入路整備工事(H25.3)
	4	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市七右衛門新田	424.0	24.5K 上330m 24.0K 上377m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	5	堤防高	B	左	松戸市主水新田	4.7	24.0K 上377m 24.0K 上373m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	6	堤防高	B	左	松戸市主水新田	9.4	24.0K 上316m 24.0K 上307m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	7	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市主水新田	56.6	24.0K 上307m 24.0K 上250m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	8	堤防高 堤防断面 新堤防	B B 要注	左	松戸市主水新田	14.2	24.0K 上250m 24.0K 上236m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 築堤後3年未満 H22主水新田下地区堤防路整備工事(H24.5)
	9	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市主水新田	725	24.0K 上236m 23.5K 上122m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H22主水新田下地区堤防路整備工事(H24.5)
	10	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市主水新田			計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工
	11	堤防高	B	左	松戸市栄町西4丁目	299.5	23.0K 上524m 23.0K 上225m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	12	堤防高 法崩れ・すべり	B B	左	松戸市栄町西4丁目	502.7	23.0K 上225m 22.5K 上3m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H22栄町西五丁目堤防整備工事(H24.5)
	13	堤防高	B	左	松戸市栄町西5丁目	956.1	22.0K 上467m 21.5K 上200m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)

河川名	番号	重要度		右左岸別	重要水防箇所			重要な理由
		種別	階級		地先名	延長(m)	杆杭位置	
江戸川	14	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市古ヶ崎	55.1	21.5K 上200m 21.5K 上145m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	15	堤防高	B	左	松戸市古ヶ崎	318.8	21.5K 上145m 21.0K 上273m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	16	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市古ヶ崎	469.2	21.0K 上273m 20.5K 上205m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	17	堤防高 堤防断面 新堤防	B B 要注	左	松戸市樋野口	180.6	20.5K 上205m 20.5K 上24m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 築堤後3年未満 H23江戸川上流管内堤防拡幅外工事(H24.3)
	18	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市樋野口	20.1	20.5K 上24m 20.5K 上4m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	19	堤防高	B	左	松戸市樋野口	603.2	20.5K 上4m 19.5K 上416m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	20	堤防高	B	左	松戸市松戸	142.0	19.5K 上392m 19.5K 上250m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)
	21	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市松戸	249.7	19.5K 上250m 19.5K	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	22	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	松戸市松戸	168.7	19.5K 19.0K 上598m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工
	23	堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B B B	左	松戸市松戸	649.1	19.0K 上598m 18.5K 上460m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工
	24	法崩れ・すべり 漏水	B B	左	松戸市小山	183.9	18.5K 上460m 18.5K 上276m	法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工
	25	法崩れ・すべり 漏水 新堤防	B B 要注	左	松戸市小山	15.3	18.5K 上276m 18.5K 上261m	法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 築堤後3年未満 H23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	26	法崩れ・すべり 漏水 新堤防	B B 要注	左	松戸市小山	5.1	18.5K 上261m 18.5K 上255m	法崩れ・すべりが発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 漏水が発生する恐れのある箇所で、対策が未施工 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	27	新堤防	要注	左	松戸市小山	25.5	18.5K 上255m 18.5K 上230m	築堤後3年未満 H23上矢切地区坂路設置工事(H24.5) 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)

河川名	番号	重要度		右左岸別	重要水防箇所			重要な理由
		種別	階級		地先名	延長(m)	杆杭位置	
江戸川	28	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市小山	76.6	18.5K 上230m 18.5K 上153m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H23上矢切地区坂路設置工事(H24.5) 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	29	新堤防	要注	左	松戸市小山	25.5	18.5K 上153m 18.5K 上128m	築堤後3年未満 H23上矢切地区坂路設置工事(H24.5) 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	30	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市小山	25.5	18.5K 上128m 18.5K 上102m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H23上矢切地区坂路設置工事(H24.5) 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	31	新堤防	要注	左	松戸市小山	71.5	18.5K 上102m 18.5K 上31m	築堤後3年未満 H23上矢切地区坂路設置工事(H24.5) 及びH23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	32	新堤防	要注	左	松戸市上矢切	5.1	18.5K 上31m 18.5K 上26m	築堤後3年未満 H23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	33	堤防高 新堤防	B 要注	左	松戸市上矢切	25.5	18.5K 上26m 18.5K	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 H23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	34	新堤防	要注	左	松戸市上矢切	61.9	18.5K 18.0K 上351m	築堤後3年未満 H23上矢切地区堤防整備工事(H25.3)
	35	堤防断面	B	左	松戸市上矢切	61.9	18.0K 上351m 18.0K 上289m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	36	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	328.8	18.0K 上289m 17.5K 上361m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	37	堤防断面	B	左	松戸市上矢切	60.2	17.5K 上361m 17.5K 上301m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	38	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	40.1	17.5K 上301m 17.5K 上261m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	39	堤防断面	B	左	松戸市上矢切	80.3	17.5K 上261m 17.5K 上181m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	40	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	20.1	17.5K 上181m 17.5K 上161m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	41	堤防断面	B	左	松戸市上矢切	20.1	17.5K 上161m 17.5K 上141m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	42	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	60.2	17.5K 上141m 17.5K 上80m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	43	堤防断面	B	左	松戸市上矢切	80.3	17.5K 上80m 17.5K	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
44	工作物	B	左	松戸市上矢切	1箇所	17.5K 上46m	国道6号線新葛飾橋	

河川名	番号	重要度		右左岸別	重要水防箇所			重要な理由
		種別	階級		地先名	延長(m)	料杭位置	
江戸川	45	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	79.7	17.5K 17.0K 上452m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	46	堤防断面	B	左	松戸市下矢切	53.1	17.0K 上452m 17.0K 上399m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	47	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市上矢切	53.1	17.0K 上399m 17.0K 上345m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	48	堤防断面	B	左	松戸市下矢切	26.6	17.0K 上345m 17.0K 上319m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	49	堤防断面 旧川跡	B 要注	左	松戸市上矢切	106.3	17.0K 上319m 17.0K 上213m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 旧川跡の堤防
	50	堤防断面	B	左	松戸市中矢切	492.1	17.0K 上213m 16.5K 上258m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	51	堤防断面	B	左	松戸市下矢切	344.6	16.5K 上97m 16.5K 上291m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	52	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市下矢切	26.4	16.0K 上291m 16.0K 上264m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	53	堤防断面	B	左	松戸市下矢切	52.9	16.0K 上264m 16.0K 上211m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	54	堤防高 堤防断面	B B	左	松戸市下矢切	79.3	16.0K 上211m 16.0K 上132m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上
	55	堤防断面	B	左	松戸市下矢切	21.1	16.0K 上132m 16.0K 上111m	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上

河川名	番号	重要度		右左岸別	重要水防箇所			重要な理由
		種別	階級		地先名	延長(m)	料杭位置	
坂川	1	堤防高	B	右	松戸市横須賀 2丁目	25.3	2.5K 上202m 2.5K 上177m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	2	堤防高	B	右	松戸市横須賀 2丁目	252.5	2.0K 上253m 2.0K	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	3	堤防高	B	右	松戸市新松戸 7丁目	225.5	1.5K 上426m 1.5K 上200m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	4	堤防高	B	右	松戸市新松戸 7丁目	174.1	1.5K 上150m 1.0K 上452m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	5	堤防高	B	右	松戸市主水新田	51.0	0.0K 上255m 0.0K 上204m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	6	堤防高	B	右	松戸市主水新田	76.5	0.0K 上179m 0.0K 上102m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	7	堤防高	B	左	松戸市大金平 5丁目	25.0	3.5K 上200m 3.5K 上175m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	8	堤防高	B	左	松戸市大金平 5丁目	50.0	3.5K 上150m 3.5K 上100m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	9	堤防高	B	左	松戸市大金平 4丁目	100.2	3.0K 上200m 3.0K 上100m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	10	堤防断面	B	左	松戸市大金平 4丁目	25.1	3.0K 上75m 3.0K 上50m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	11	堤防高	B	左	松戸市横須賀 1丁目	98.8	2.5K 上455m 2.5K 上346m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	12	堤防高	B	左	松戸市新松戸北 2丁目	49.5	2.0K 上371m 2.0K 上322m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	13	堤防高	B	左	松戸市新松戸北 2丁目	24.7	2.0K 上297m 2.0K 上272m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	14	堤防高	B	左	松戸市大谷口	198.0	2.0K 上198m 2.0K	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	15	堤防高	B	左	松戸市新松戸 5丁目	199.6	1.5K 上424m 1.5K 上225m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	16	堤防高	B	左	松戸市新松戸 6丁目	175.9	1.5K 上150m 1.0K 上498m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)
	17	堤防高	B	左	松戸市新松戸 6丁目	78.6	1.0K 上445m 1.0K 上367m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)

## II 水位観測所 (国)

河川名	名称	所在地	河川位置	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位
江戸川	松戸	松戸市松戸 (赤塚樋門)	左岸河口から 19.5Km上 80m	4.00m	5.70m		8.129m
坂川 (坂川放水路) (北千葉導水路)	大谷口新田	松戸市新松戸	右岸河口から 1.5Km上 50m	2.70m	3.20m		4.198m



国土交通省管理の危険度評定基準

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余欲高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余欲高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

## (2) 千葉県管理河川

## I 重要水防箇所

河川名	番号	重要度		重要水防箇所 地先名	延長(m)		重要な理由 (危険度評定基準参照)
		種別	階級		右岸	左岸	
一級 新坂川	1	堤防高	B	松戸市横須賀～松戸市馬橋	1,300	1,300	(B1)
一級 富士川	2	堤体強度	A	松戸市幸田～流山市前ヶ崎	740	740	(B1)
一級 国分川	3	堤防高	B	松戸市和名ヶ谷	1,014	1,014	(B1)
一級 国分川	4	堤体強度	B	松戸市大橋	22	58	新堤3年未満(B2)
一級 国分川	5	堤体強度	A	松戸市大橋	40		新堤1年未満(A2)
一級 国分川	6	工事施工	A	松戸市大橋	30	30	危険が予測される(A2)
一級 国分川	7	堤体強度	B	松戸市秋山	195	195	新堤3年未満(B2)

## II 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	零点高	水防団待機 (通報)水位 (m)	はん濫注意 (警戒)水位 (m)	避難判断 (特別警戒) 水位(m)	はん濫危険 (計画高)水位 (m)
坂川	古ヶ崎	松戸市古ヶ崎	TP-0.822	2.30	2.80	3.60	3.60
	馬橋	松戸市西馬橋	TP-0.804	2.60	2.70	3.45	3.45
新坂川	根本	松戸市根本	TP-0.829	2.10	2.80	3.50	3.90
	新松戸	松戸市新松戸	TP-0.863	2.70	3.80	4.60	4.60

県管理の危険度評定基準

種別	重 要 度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤防高 (河川)	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連区間の中で、堤防高又は河川高が上流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）はん濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。</li> <li>近年の出水及び津波によりはん濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低くはん濫の恐れがあり背後に住家等がある所。</li> <li>近年の出水および津波でははん濫が起こる寸前まで水位が上昇した事がありはん濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。</li> <li>越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所。</li> </ol>
堤体強度 (河岸)	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。</li> <li>築堤後、1年を経過していない堤防区間。</li> <li>堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所。</li> <li>堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生した事のある所。</li> <li>特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所と近接して住家、道路等の公共施設がある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。</li> <li>堤防の決壊後、3年を経過していない堤防区間。</li> <li>堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。</li> <li>堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。</li> <li>特殊堤又は、護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。</li> </ol>
漏水	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。</li> </ol>
水衝	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所。</li> <li>堤防から水があふれることによりは背後の住家等に被害が発生した事のある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。</li> <li>堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所。</li> </ol>
洗掘 (深掘れ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。</li> </ol>
工事施工	<ol style="list-style-type: none"> <li>2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。</li> <li>工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の所。</li> </ol>
工作物	<ol style="list-style-type: none"> <li>取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。</li> <li>橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。</li> <li>排水ポンプ場の稼働停止によりはん濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所。</li> </ol>

#### 4. 水防機構

##### (1) 水防本部

① 水防管理者は、次の場合であって水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、水防本部を設置する。

- (ア) 大雨及び洪水のいずれの警報が発せられたとき。
- (イ) 利根川又は江戸川に洪水予報が発せられたとき。
- (ウ) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合。
- (エ) その他、水防管理者が必要と認めたとき。

② 水防管理者は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。

洪水のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。

③ 次の場合は、災害対策本部に統合されるものとする。

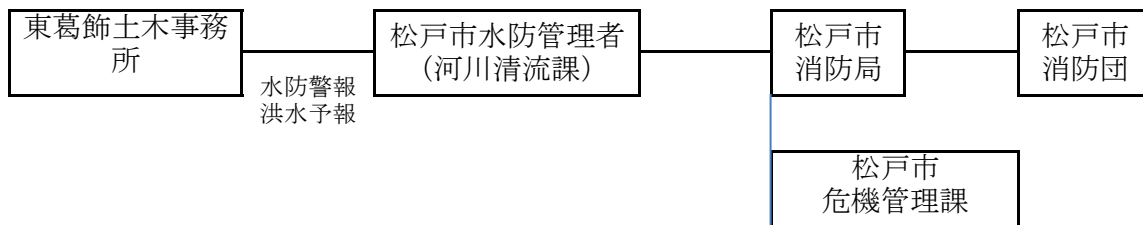
水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく松戸市災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに総合される。

④ 災害対策本部が廃止された後でも、江戸川等の市内河川が増水している場合は、災害本部の配備体制から水防本部により水防体制をひくものとする。

⑤ 水防本部の事務局は、建設部に置くものとする。

##### (2) 水防本部設置前の配備体制と活動内容（江戸川関連）

###### ① 水防情報伝達フロー



###### ② 水位観測場所（赤塚樋門）

水防団待機（指定）水位	Y P	4.00
はん濫注意（警戒）水位	Y P	5.70
はん濫危険（危険）水位	Y P	7.80
計画高	水位	Y P 8.13

### ③活動内容

千葉県水防指令が発令されれば直ちに河川清流課は準備体制に入る。

水防準備体制（Ⅰ）	基準水位	松戸市の水位が水防団待機水位以下の場合。
	配備職員	河川清流課職員 1名以上（情報収集伝達人員）
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、水防警報、水防指令の受信、記録及び伝達を行う。</li> <li>・松戸市消防局への連絡等を行う。</li> </ul>
水防準備体制（Ⅱ）	基準水位	松戸市の水位が水防団待機水位を越えた場合。
	配備職員	河川清流課職員 1名以上（情報収集伝達人員）
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、水防警報、水防指令の受信、記録及び伝達を行う。</li> <li>・気象、災害情報及び河川水位情報の把握を行う。</li> <li>・松戸市消防局への連絡等を行う。</li> </ul>
水防注意体制（Ⅰ）	基準水位	松戸市の水位が水防団待機水位を越えて更に上昇が見込まれる場合。
	配備職員	別表による。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、水防警報、水防指令の受信、記録及び伝達を行う。</li> <li>・気象、災害情報及び河川水位情報の把握を行う。</li> <li>・松戸市消防局へ河川の増・減水の状況及び漏水、亀裂等調査のための巡視を要請する。（担当消防署、人員等は別途計画）</li> </ul>
水防注意体制（Ⅱ）	基準水位	松戸市の水位がはん濫注意水位を越える恐れがある場合。
	配備職員	別表による。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、水防警報、水防指令の受信、記録及び伝達を行う。</li> <li>・気象、災害情報及び河川水位情報の把握を行う。</li> <li>・松戸市消防局へ河川の増・減水の状況及び漏水、亀裂等調査のための巡視を要請する。（担当消防署、人員等は別途計画）</li> </ul>
水防警戒配備	基準水位	松戸市の水位がはん濫注意水位を越えた場合。
	配備職員	別表による。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報、水防警報、水防指令の受信、記録及び伝達を行う。</li> <li>・気象、災害情報及び河川水位情報の把握を行う。</li> <li>・配備職員による堤防の巡視と消防局との連絡及び緊急災害に備えての資機材等の確認。</li> <li>・松戸市消防局へ河川の増・減水の状況及び漏水、亀裂等調査のための巡視を要請する。（担当消防署、人員等は別途計画）</li> </ul>
水防本部の設置	基準水位	松戸市の水位がはん濫危険水位を越えた場合。また、水防管理者が必要があると認めた場合。

別表 水防本部設置前の配備要員表

		注意体制（Ⅰ）		注意体制（Ⅱ）		警戒体制		
		課長	課員	課長	課員	部長	課長	課員
建設部	建設総務課	○	1	○	1	○	○	2
	道路維持課		1		1		○	2
	道づくり課		1		1		○	2
	河川清流課	○	3	○	3		○	8
	下水道整備課			○	1		○	2
	下水道維持課				1		○	2
総務部	危機管理課	○	1	○	1	○		3
消防局		別途計画する。				別途計画する。		
合計			※4		※6			※13

※河川清流課職員以外の人数

[留意事項]

1 配備職員

配備職員数には課長職以上は含まない。

2 参集場所

①注意配備における参集場所は、勤務場所とする。

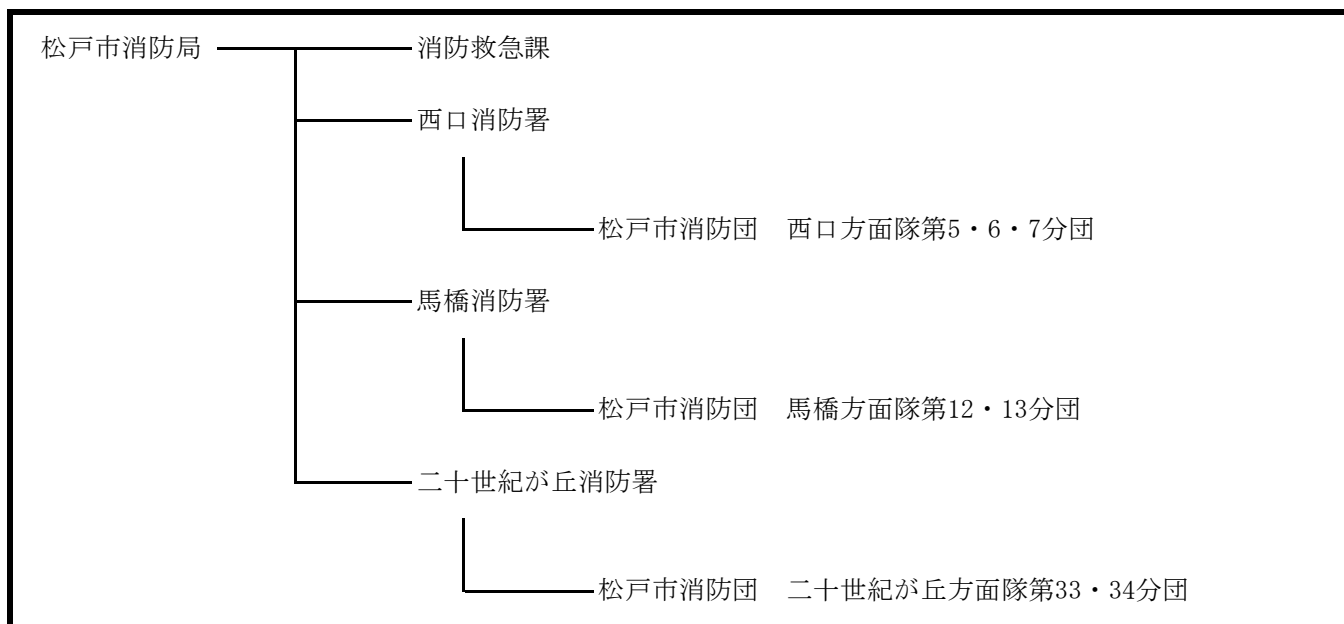
②警戒本部会議構成員は市役所別館一階会議室、それ以外の職員は勤務場所とする。

3 配備職員の調整

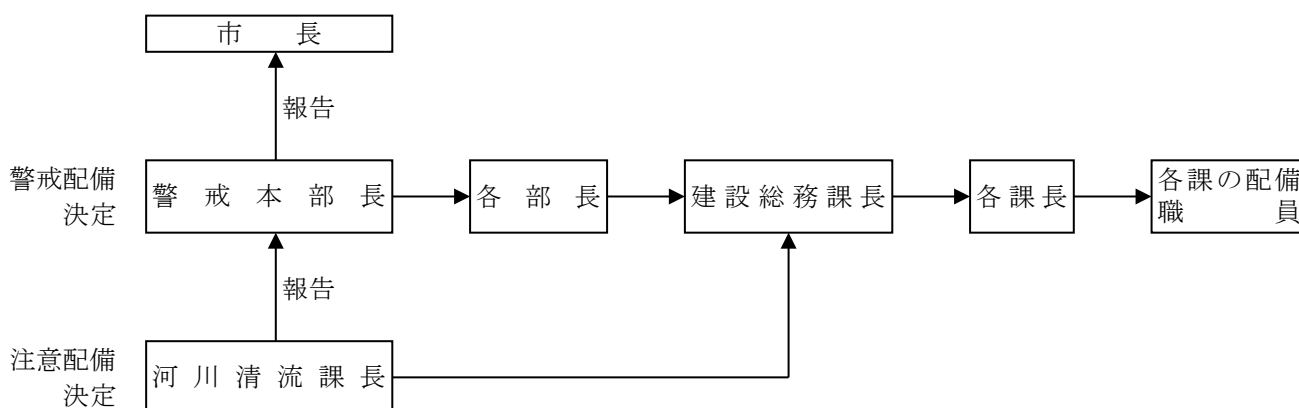
職員の配備動員後において、活動要員が不足する場合は、配備種別に係わらず、各担当課（室）において調整する。

4 水防団の活動については消防局の計画によるものとする。

④松戸市消防局の体制表



⑤配備動員時の連絡系統



⑥警戒本部会議

本部長は、次の構成による警戒本部会議を開催し、収集した情報とうに基づき必要な配備体制、時期等を協議し、また水防本部の設置等重要な事項について、市長の判断を仰ぎ、速やかな対応措置を講ずるとともに、この旨各部局へ伝達する。

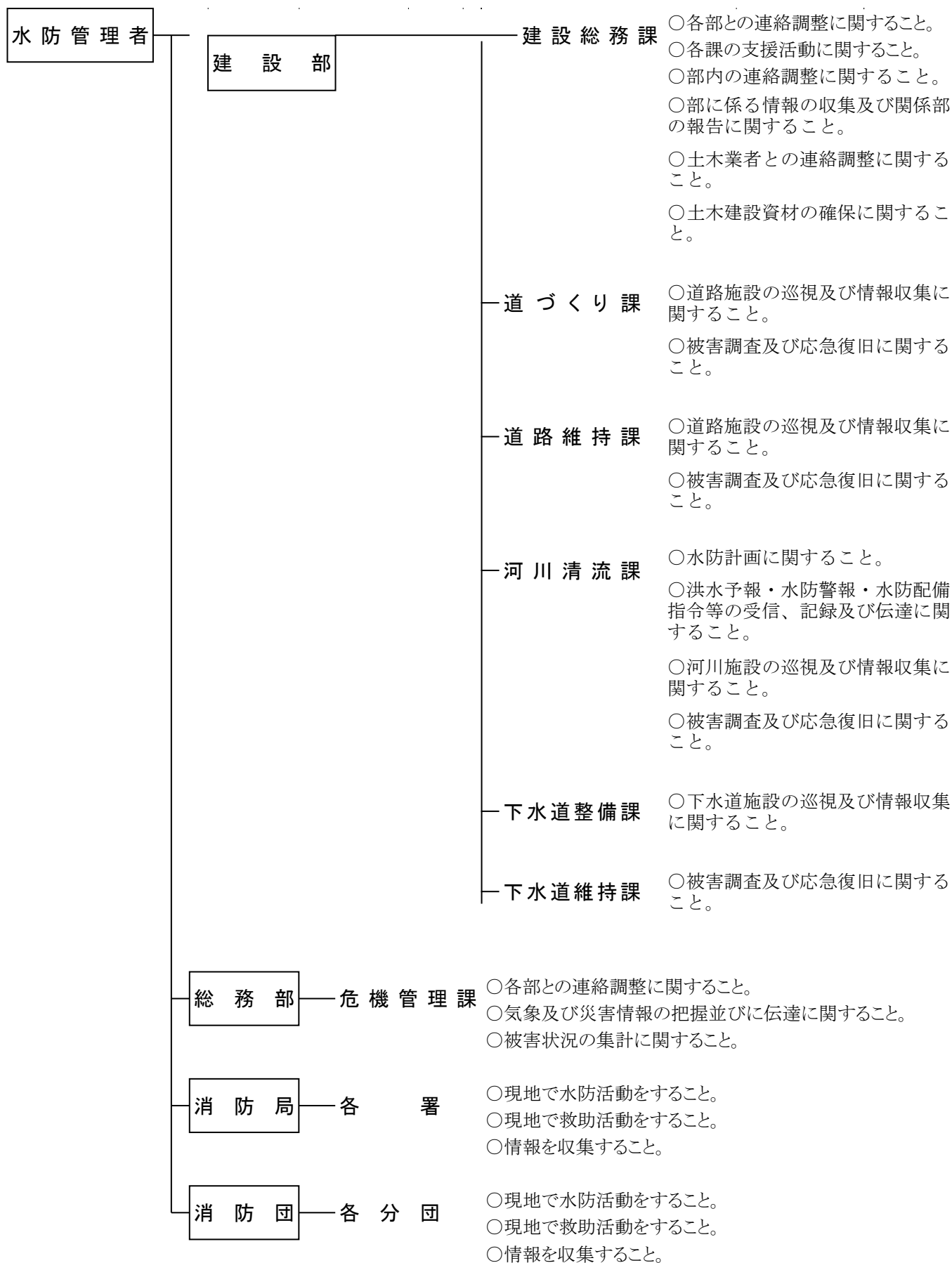
警戒本部会議	本部長	建設部長	
	副本部長	総務部長	
	本部員	消防局長 本部長の指名する者	事務局 河川清流課長 建設総務課長 危機管理課長 消) 企画管理課長







(5) 松戸市の水防組織



## (6)水防関係機関一覧表

官 公 署 名	所 在 地	電話番号	備考
松戸市役所	松戸市根本387-5	366-1111	
同 建設部	同 上	366-1111	
松戸市消防局	松戸市松戸新田114-5	363-1111	
中央消防署	同 上	368-0119	
西口消防署	松戸市古ヶ崎67	367-0119	
馬橋消防署	松戸市西馬橋蔵元町179	344-0119	
小金消防署	松戸市小金きよしヶ丘3-20-4	340-0119	
大金平消防署	松戸市大金平5-414	348-0119	
五香消防署	松戸市五香西3-6-7	387-0119	
六実消防署	松戸市六高台7-94	383-0119	
東部消防署	松戸市高塚新田359-19	391-0119	
二十世紀が丘消防署	松戸市二十世紀が丘梨元町1	392-0119	
八ヶ崎消防署	松戸市八ヶ崎480-1	347-0119	
松戸市消防団	松戸市松戸新田114-5	363-1111	
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎134	04- 7125-7311	
江戸川河川事務所 松戸出張所	松戸市主水新田102	343-3722	
陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	387-2171	
千葉県東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	361-2111	
千葉県松戸警察署	松戸市松戸558-2	369-0110	
千葉県松戸東警察署	松戸市八ヶ崎4-51-9	349-0110	
千葉県東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花24	364-5136	
千葉県水道局松戸営業所	松戸市小根本7	368-6141	
東日本電信電話松戸営業所	松戸市松戸2059	364-9720	
東京電力(株)東葛支所	柏市新柏1-13-2	04-7113-2209	
京葉ガス(株)東葛支店	松戸市根本356	361-0211	

5. 常時監視・情報の把握・警戒・気象情報及び洪水予報等

(1) 常時監視

水防管理者は、職員をして管内の河川・堤防等を巡回させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、当該河川・堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

(2) 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

(3) 警戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずること。

- ①時間雨量20ミリを越えたとき。
- ②高水位がはん濫注意（警戒）水位に達したとき。

(4) 気象情報及び洪水予報

気象情報は、水防活動のための基礎的情報であり、水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効的に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

①気象情報

ア. 気象庁が水防活動用に行なう気象等の予警報は、次のとおりである。

(水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

水防活動用 注意報・警報	一般の注意 報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって被害が起る恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 3時間雨量が40mm以上と予想される場合。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 3時間雨量が70mm以上と予想される場合。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面TP+1.8m以上（AP+2.9m以上）と予想される場合。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風等による海面の上昇によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面TP+2.5m以上（AP+3.6m以上）と予想される場合。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が起る恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量30mm以上又は3時間雨量が60mm以上又は24時間雨量が90mm以上と予想される場合。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量50mm以上又は3時間雨量が80mm以上又は24時間雨量が150mm以上と予想される場合。

イ. 気象庁が行なう津波予報は、次のとおりである。  
(気象業務法第13条)

予報の種類	発表基準
津波注意報	津波によって一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 予想される津波の高さは、高いところで約0.5m程度。 発表される津波の高さ：0.5m
津波警報（ツナミ）	津波によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 予想される津波の高さは、高いところで約2m程度。 警戒すること 発表される津波の高さ：1m、2m
津波警報（オオツナミ）	津波によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 予想される津波の高さは、高いところで約3m以上。 厳重に警戒すること 発表される津波の高さ：3m、4m、6m、8m、10m以上

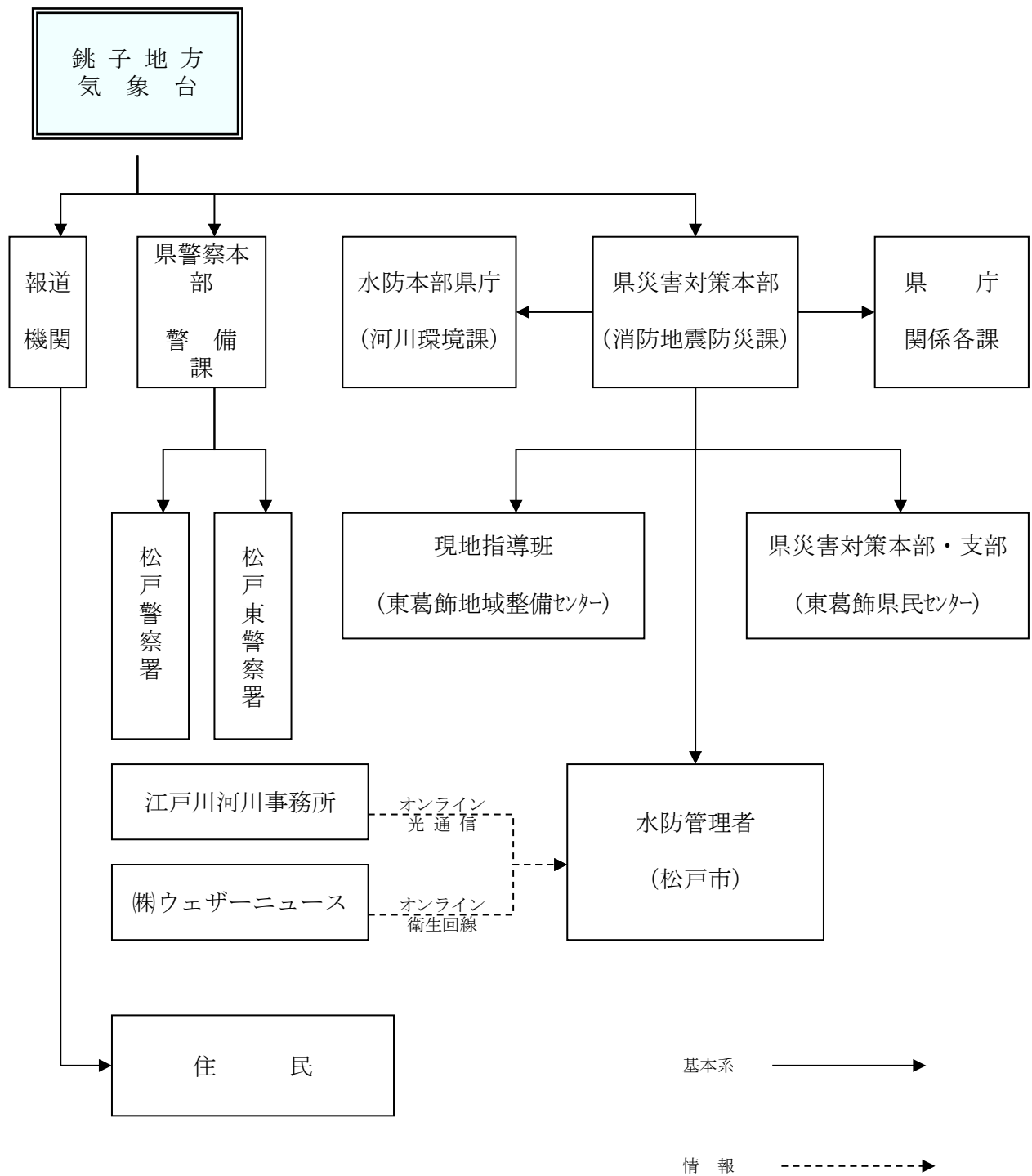
ウ. 江戸川河川事務所より提供される情報は、次のとおりである。

- 1 レーダー雨量
  - (a) 地方降雨情報
  - (b) 地域定量
- 2 テレメーター雨量計
  - (a) 観測所別毎時雨量図
  - (b) 過去の大雨との雨量比較図他
- 3 テレメーター水位
  - (a) 観測所別毎時水位表
  - (b) 河川別堤防先端下水位状況図
  - (c) ○○地先水位状況図
  - (d) 過去の洪水との水位比較図
- 4 警報に関する情報
  - (a) 国土交通省発警報等

エ. 株式会社ウェザーニューズより提供される情報は、次のとおりである。

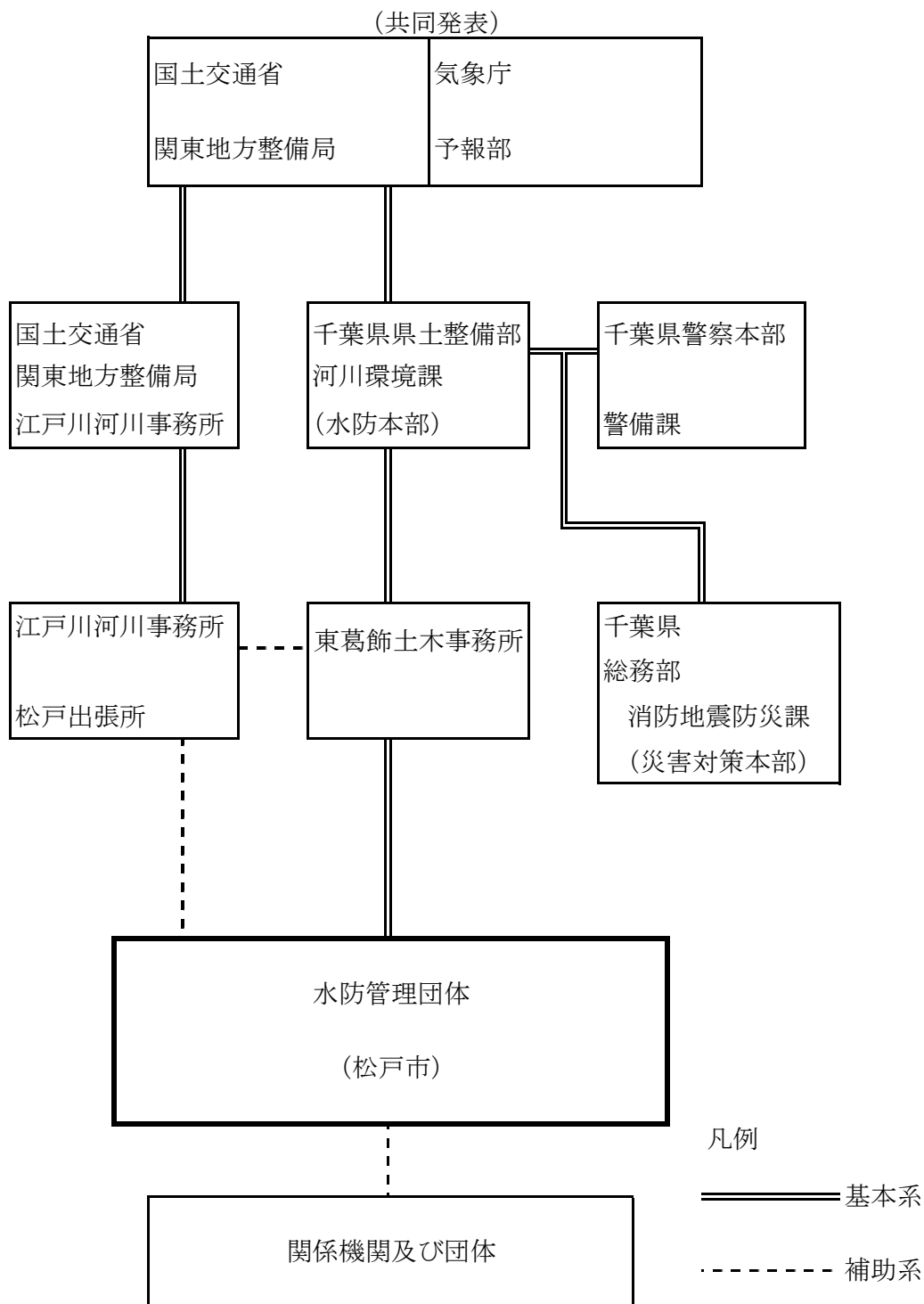
- 1 定時情報（10：00・13：00・16：00）
  - (a) 降雨情報
  - (b) 降雪情報
  - (c) 雷情報
  - (d) 低気圧情報
  - (e) 気温
- 2 臨時情報
  - (a) 大雨特別情報
  - (b) 降雪情報
- 3 台風情報

②気象情報伝達  
 (気象業務法第14条の2)



③洪水予報伝達

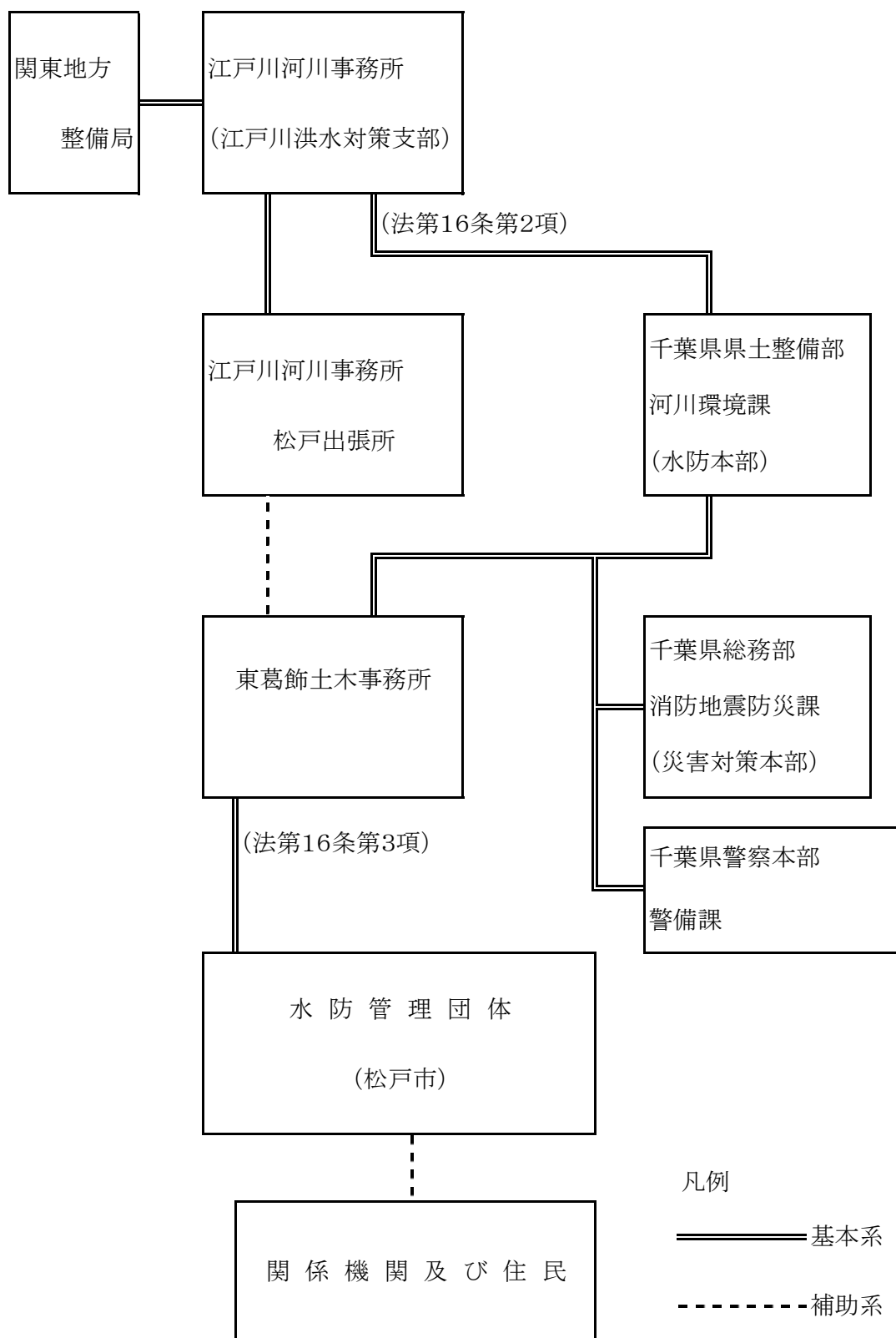
国土交通省と気象庁とが共同で水防活動用に行なう洪水予報の伝達は、次のとおりである。(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



④水防警報伝達

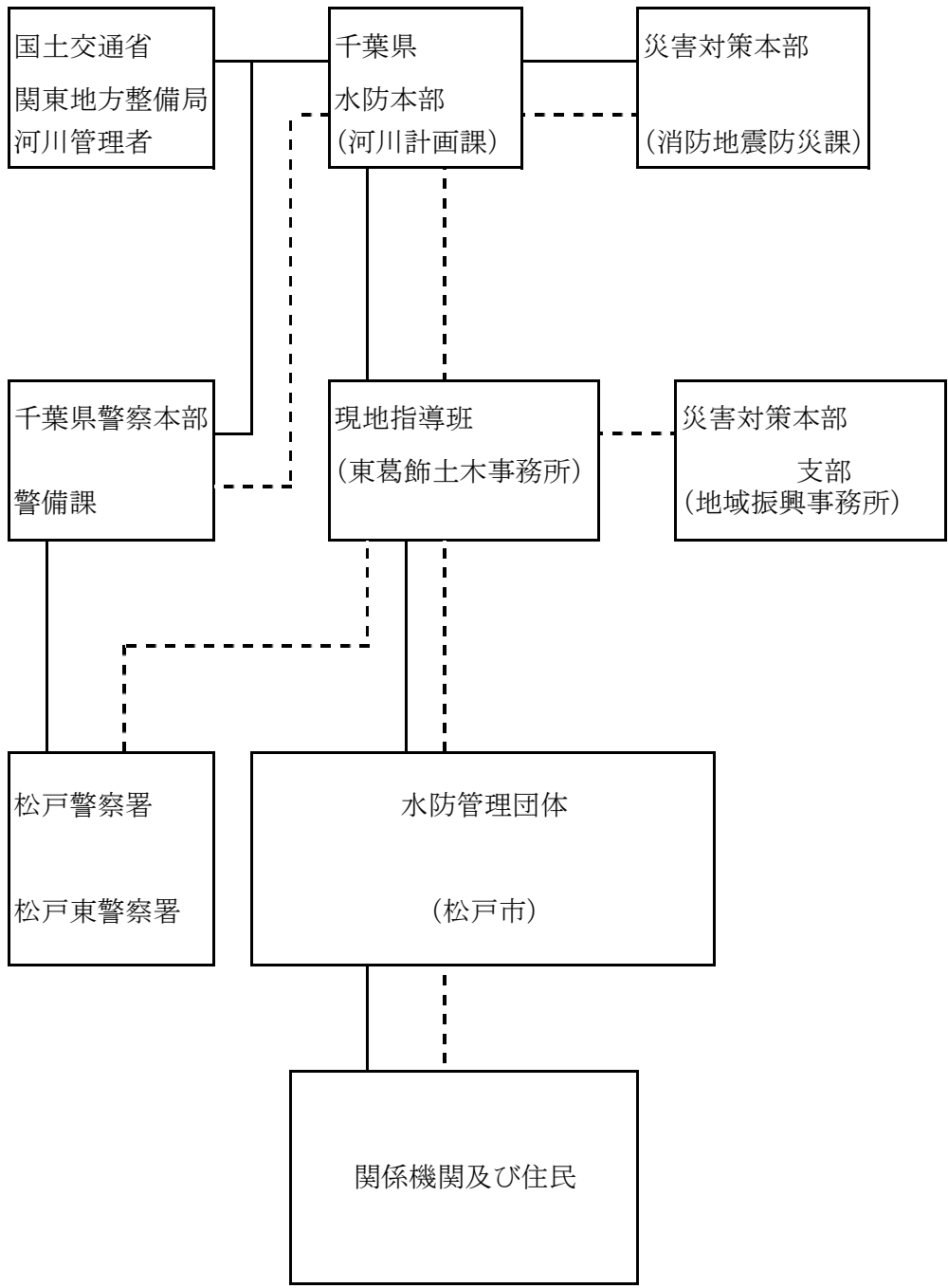
洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあるときに発する水防警報の伝達は、次のとおりである。(法第16条)

(ア)国土交通大臣指定河川





(イ) 知事指定河川



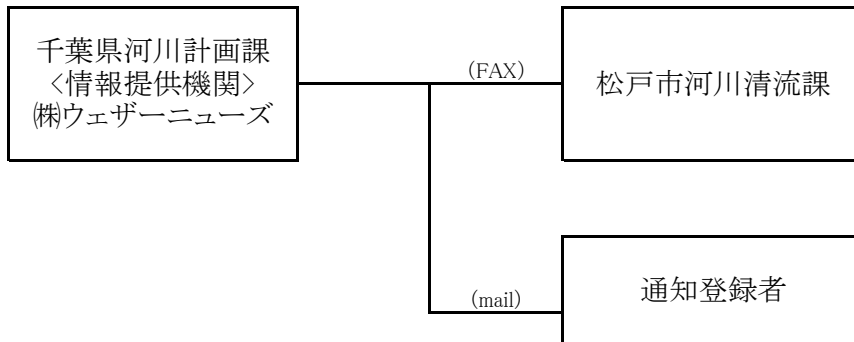
凡例

————— 千葉県県土整備部河川計画課が発表する場合

----- 東葛飾土木事務所が発表する場合

⑤特別警戒水位到達情報による自動配備

情報提供機関(株)ウェザーニューズから特別警戒水位到達水位の通知を受けた際には、水防管理者は确实迅速に水防警戒体制による自動配備を行わなければならない。



(5)治水監視システム

電話回線を利用して瞬時に河川(監視施設9箇所)、排水機場(監視施設5箇所及び雨水貯留池(監視施設13箇所)の計27箇所の水位等の状況を把握する。

種 類	監 視 項 目
河川監視装置	河川水位、雨量
排水機場監視装置	内水位、外水位、雨量、排水ポンプ稼動状況
雨水貯留池監視装置	水位(貯留量)、雨量

6. 水防団及び消防機関の出動

水防管理者は水防警報が発せられたとき、水位が千葉県知事の定める警戒水位に達した時、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、その他水防上必要のある時は、千葉県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させなければならない。

(法第17条)

7. 警察官の援助の要求及び自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

水防管理者が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、千葉県知事に文書をもって連絡する。

また、千葉県知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。

(自衛隊法83条第1項)

8. 避難立退

(1)洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認めるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し防災行政無線広報車、サイレン、半鐘、その他の方法により立退きまたはその準備を指示する。

(2)水防管理者は、前項の指示をする場合には、延滞なく千葉県災害対策本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。

立退きまたはその準備を指示された区域の居住者の避難救出について警察は、水防管理者と協力して誘導する。

9. 収容避難場所及び収納可能人員

No.	管轄	施設名	所在地	収納可能面積			収納可能人員
				体育館	会議室等	教室	
1	小金	小金北小学校	殿平賀270	470	512	1,024	802
2		殿平賀小学校	殿平賀339-1	470	320	1,088	751
3		小金小学校	小金355	470	384	1,024	751
4		小金北中学校	幸田206	1,080	745	960	1,088
5		小金南中学校	小金清志町1-16-1	538	553	960	820
6		小金北市民センター	中金杉2丁目159-2		324		130
7		小金市民センター	小金きよしヶ丘3-1-1		421		168
8	小金原	旧根木内東小学校	根木内598	470	192	704	546
9		根木内小学校	小金原2丁目3	470	640	1,152	905
10		貝の花小学校	小金原8丁目10	470	384	1,024	751
11		栗ヶ沢小学校	小金原7丁目16	470	768	832	828
12		根木内中学校	小金原1丁目30	1,080	617	832	1,012
13		栗ヶ沢中学校	小金原9丁目25	1,054	873	1,088	1,206
14		小金原体育館	小金原6丁目4-1	1,354	142		598
15		小金原市民センター	小金原6丁目6-2		499		200
16	常盤平	金ヶ作小学校	金ヶ作317	470	320	768	623
17		高木小学校	金ヶ作120	470	384	768	649
18		常盤平第一小学校	常盤平7丁目1	470	768	768	802
19		常盤平第二小学校	常盤平4丁目18	470	320	1,088	751
20		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1	470	448	1,152	828
21		牧野原小学校	牧の原435-1	470	640	1,288	959
22		松飛台小学校	五香西4-22-1	470	448	1,024	777
23		松飛台第二小学校	松飛台59	470	384	768	649
24		金ヶ作中学校	金ヶ作341-15	1,080	681	704	986
25		第六中学校	千駄堀1341	1,230	681	1,472	1,353
26		常盤平中学校	常盤平7丁目25	1,054	1,449	1,088	1,436
27		牧野原中学校	五香西4-39-1	538	553	1,088	872
28		第四中学校	五香西1-6-1	986	681	1,280	1,179
29		県立松戸国際高校	五香西5-6-1	1,200	600	840	1,056
30		常盤平体育館	常盤平松葉町1-3	1,459	85		618

No.	管轄	施設名	所在地	収納可能面積			収納可能人員
				体育館	会議室等	教室	
31	常盤平	常盤平市民センター	常盤平3丁目30		470		188
32		八柱市民センター	牧の原1丁目193-6		380		152
33		松飛台市民センター	松飛台210-2		342		137
34		五香市民センター	五香2-35-5		456		182
35	六実	六実小学校	六高台4丁目131	470	256	1,024	700
36		六実第二小学校	六実2-34-1	470	128	768	546
37		六実第三小学校	六高台3丁目141	470	64	1,472	802
38		高木第二小学校	五香4-18-1	470	384	1,280	854
39		六実中学校	六高台5-166-1	1,080	617	1,408	1,242
40		県立松戸六実高校	六高台5-150-1	1,200	901	1,620	1,488
41		六実市民センター	六高台3丁目71		543		217
42		六実市民センター別館	六高台3-70-1		520		208
43		グリーンセンター(老人福祉センター)	高柳1832		161		64
44		グリーンセンター(体育館)	高柳新田37	742	128		348
45	東部	河原塚小学校	河原塚47-1	470	320	1,152	777
46		東部小学校	高塚新田382-1	470	512	640	649
47		梨香台小学校	高塚新田512-13	470	448	960	751
48		河原塚中学校	河原塚190	1,080	926	1,024	1,212
49		第五中学校	高塚新田380	720	617	768	842
50		市立松戸高校	紙敷197	2,589	165	2,368	2,049
51		県立松戸南高校	紙敷1199	1,200	1,008	1,282	1,396
52		県立松戸向陽高校	秋山682	1,200	988	354	1,017
53		東部スポーツパーク体育館	高塚新田427	930			372
54		東部市民センター	高塚新田494-9		478		191
55		東部老人福祉センター	紙敷953-2		138		55
56	矢切	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町11	470	192	1,408	828
57		大橋小学校	二十世紀が丘梨元町32	470	448	704	649
58		矢切小学校	中矢切540	470	576	832	751
59		第二中学校	小山685	923	715	1,152	1,116
60		旧県立松戸矢切高校	中矢切54	1,200	559	2,162	1,568

No.	管轄	施設名	所在地	収納可能面積			収納可能人員
				体育館	会議室等	教室	
61	矢切	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町2		366		146
62		総合福祉会館	上矢切299-1	484	1,387		748
63		柿ノ木台公園体育館	松戸594-7	3,280	64		134
64	本庁第一	上本郷小学校	上本郷3620	470	448	1,024	777
65		上本郷第二小学校	上本郷2677	470	256	1,088	726
66		寒風台小学校	松戸新田316-25	470	192	1,152	726
67		松ヶ丘小学校	松戸新田159	470	704	960	854
68		稔台小学校	稔台805-1	470	384	1,280	854
69		相模台小学校	岩瀬434-2	477	448	1,344	908
70		和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷1085	470	640	896	802
71		第一中学校	岩瀬587	1,075	641	1,152	1,147
72		和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷1338-1	1,080	553	1,088	1,088
73		専修大学松戸高校	上本郷2丁目3621	4,460			1,856
74		和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷1360	1,727	250		791
75		明市民センター	上本郷2676-6		419		168
76		稔台市民センター	稔台100-1		372		149
77		稔台市民センター別館	稔台100-1		348		139
78		本庁第二	古ヶ崎小学校	古ヶ崎4丁目3620-1	470	832	832
79	旧古ヶ崎南小学校		古ヶ崎1丁目3073	470	51	64	649
80	北部小学校		根本217	470	512	1,024	802
81	中部小学校		松戸2062	499	320	704	609
82	南部小学校		小山148	470	384	1,088	777
83	古ヶ崎中学校		古ヶ崎2515-1	538	93	83	923
84	勤労会館		根本8-11		534		214
85	女性センター		本町14-10		283		113
86	青少年会館樋野口分館		樋野口543		41		16
87	日本大学松戸歯学部		栄町西2-870-1	1,324			530
88	馬橋	幸谷小学校	幸谷212-2	470	12	89	598
89		八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎3-3-1	470	38	96	726
90		八ヶ崎小学校	八ヶ崎6-53-1	470	320	1,152	777
91		第三中学校	馬橋2080	1,070	93	1,216	1,289

No.	管轄	施設名	所在地	収納可能面積			収納可能人員
				体育館	会議室等	教室	
92	馬橋	県立松戸高校	中和倉590-1	1,200	874	1,248	1,329
93		八ヶ崎市民センター	八ヶ崎5-15-1		410		164
94	新松戸	横須賀小学校	新松戸北2-13-1	470	384	1,280	854
95		旧新松戸北小学校	新松戸7丁目192	470	576	1,152	879
96		新松戸西小学校	小金1180	719	512	640	748
97		新松戸南小学校	新松戸6丁目301	470	448	1,408	930
98		馬橋北小学校	新松戸南2丁目1	470	512	1,280	905
99		馬橋小学校	西馬橋1丁目12-1	470	384	1,408	905
100		旭町小学校	旭町1丁目20-2	470	640	1,408	1,007
101		小金中学校	新松戸北2-16-11	1,080	1,081	832	1,197
102		旧新松戸北中学校	新松戸5丁目179	1,080	681	1,152	1,165
103		新松戸南中学校	新松戸南2丁目124	1,080	562	1,472	1,246
104		旭町中学校	旭町1丁目150	1,075	361	896	933
105		県立小金高校	新松戸北2-14-1	1,200	941	1,350	1,396
106		県立松戸馬橋高校	旭町1丁目7-1	1,200	1,428	2,844	2,189
107		新松戸市民センター	新松戸3丁目27		670		268
108		馬橋市民センター	西馬橋蔵元町177		357		143
109		松戸青少年会館	新松戸南2丁目2	486	486		389
110	六和クリーンセンター青松園	七右衛門新田315		79		32	
計							83,014

※収容可能人数の算出については、伊豆大島噴火における避難収容状況を勘案し、1人当たり2.5㎡基準とした。

## 10. 水防工法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して次の工法に準じ実施すること。

### ①土俵拵え及び竹尖げ

重り土俵、結土俵、五徳土俵、折返し控え取り用及び竹杭用等を準備する。

### ②五徳縫い

川裏き裂、崩壊の拡大防止を図る。

### ③月の輪

川裏の漏水をせき上げて圧力を弱める。

### ④釜段工

漏水の噴出口中心に土嚢を積み、水圧の均衡をはかって水の噴出、陥没、決壊を防ぐ。

### ⑤築廻し

川表側の洗掘、崩壊などにより堤防断面不足となった法面の補強を図る。

### ⑥折返し

堤防天端から裏法にき裂を生じた場合、竹で崩壊を防止する。

### ⑦掛木（木流し）

流水を緩和して川表腹崩壊の拡大を防止する。

### ⑧蓆張り

川表漏水面にむしろを張り、堤腹崩壊及び透水を防止する。

### ⑨川倉

急流を緩やかにし、堤防洗掘の拡大を防ぐ。

### ⑩積土俵

越水（溢水）防止

### ⑪矢板締切

堤防決壊したるとき、矢板により締切を図る

### ⑫積麻袋

越水（溢水）防止

## 11. 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後、延滞なく千葉県知事に状況報告する。

12. 救助艇(ボート)の配備状況

消防局

(隻)

	救命ボート (船外機付)	救命用 ゴムボート	合 計
中央消防署		1	1
西口消防署	1	1	2
馬橋消防署		1	1
小金消防署		1	1
大金平消防署		1	1
五香消防署		1	1
六実消防署		0	0
東部消防署		1	1
二十世紀が丘消防署		1	1
八ヶ崎消防署	1	1	2
合 計	2	9	11

消防団

(隻)

	折りたたみ式アルミ製 (船外機付)	救命用 ゴムボート	合 計
第4分団(和名ヶ谷)		1	1
第6分団(小山)		1	1
第7分団1班(栄町)		1	1
第7分団2班(古ヶ崎新田)		1	1
第12分団1班(旭町)		1	1
第12分団2班(新松戸)		1	1
第13分団(主水新田)		1	1
第15分団(小金原)		1	1
第16分団(根木内)		1	1
第23分団(日暮)		1	1
第28分団2班(秋山)		1	1
第32分団(河原塚)		1	1
第35分団(大橋)		1	1
合 計	0	13	13



### 1 3. 消防団の管轄区域

方面隊別\区域	分団名	区 域
中央方面隊	第1分団	南花島、緑ヶ丘、吉井町、小根本(字久保、後沼、打越、向原台及び後田)、竹ヶ花
	第2分団	上本郷、北松戸
	第3分団	松戸新田、仲井町一丁目から仲井町三丁目まで、稔台、稔台一丁目から稔台八丁目まで、胡録台・岩瀬のうち国道6号線以東、野菊野
	第4分団	和名ヶ谷
西口方面隊	第5分団	本町、根本、小根本(字山中、山中前、住吉町、及び岩瀬下)、胡録台・岩瀬のうち国道6号線以西、松戸(字向山、亀井、中通、坂下、二丁目、平潟、納屋川岸、平潟町及び西平潟)
	第6分団	松戸(字戸定、赤発毛、米山、七畝割、岩瀬境、谷、南谷、神田、塚の越、宮田、根古屋、戸定下、下町、宮前町、三丁目、壺台、市後尻・仙元後のうち国道6号線以北及び貝台・白山のうち国道464号線以北)、小山のうち国道6号線以北
	第7分団	栄町、樋野口、古ヶ崎
馬橋方面隊	第8分団	馬橋、西馬橋蔵元町、西馬橋幸町、西馬橋広手町、西馬橋相川町、西馬橋一丁目(1番地から23番地まで、34番地から54番地まで及び57番地から59番地まで)、西馬橋二丁目(1番地から19番地まで及び31番地から34番地まで)、西馬橋三丁目(1番地から16番地まで)、西馬橋四丁目(1番地から490番地まで、617番地及び618番地)、西馬橋五丁目、中和倉、小金飛地
	第9分団	新作、中根、中根長津町
	第10分団	三ヶ月、西馬橋一丁目(24番地から33番地まで、55番地及び56番地)、二ツ木(字押出及び町田)
	第11分団	幸谷(字後田、上流及び幸谷境を除く。)、新松戸東
	第12分団	新松戸二丁目から新松戸七丁目まで、西馬橋二丁目(20番地から30番地まで及び35番地から41番地まで)、西馬橋三丁目(17番地から54番地まで)、西馬橋四丁目(491番地から616番地まで)、旭町、大谷口(字忠仲及び指向)、幸谷(字上流及び幸谷境)、小金(字金切及び出作)、新松戸南一丁目から新松戸南三丁目まで
第13分団	七右衛門新田、主水新田、外河原	
小金方面隊	第15分団	小金原一丁目から小金原九丁目まで、栗ヶ沢、小金(字小西)、八ヶ崎、八ヶ崎一丁目(9番地から12番地まで、29番地から33番地まで及び42番地を除く。)
	第16分団	根木内、久保平賀、小金きよしヶ丘二丁目(10番地から23番地まで)から小金きよしヶ丘五丁目まで
	第17分団	二ツ木(字押出及び町田を除く。)、幸谷(字後田)、三ヶ月飛地
	第18分団	小金きよしヶ丘一丁目、小金きよしヶ丘二丁目(10番地から23番地までを除く。)、小金(字金切、出作及び小西を除く。)、小金上総町、小金清志町、東平賀、上総内
大金平方面隊	第19分団	殿平賀、平賀、中金杉一丁目から中金杉五丁目まで、幸田、幸田一丁目から幸田五丁目まで
	第20分団	大金平、大金平三丁目、大谷口(字忠仲及び指向を除く。)、横須賀一丁目、横須賀二丁目、新松戸北一丁目、新松戸北二丁目、新松戸一丁目、中金杉

方面隊別\区域	分団名	区 域
五香方面隊	第21分団	常盤平一丁目から常盤平七丁目まで、常盤平西窪町、常盤平松葉町、常盤平双葉町、常盤平柳町、金ケ作(字野中、南岡、立切、南中、曲松、西ケ沢、並木前、北中、北岡、海道、新木戸及び金ケ作)
	第23分団	日暮(字ぶたいを除く。)、日暮一丁目から日暮八丁目まで、常盤平陣屋前、牧の原、牧の原一丁目、牧の原二丁目、五香西四丁目から五香西六丁目まで、金ケ作(字陣屋前、四ツ窪台及び県道松戸鎌ヶ谷線以南)、千駄堀(字外清水、清水台、新山、一年栗、来葉及び駒形)
	第25分団	日暮(字ぶたい)、松飛台(字上馬原作を除く。)、串崎新田、串崎南町、五香六実(字元山)、五香一丁目、五香西一丁目から五香西三丁目まで
六実方面隊	第26分団	五香六実(字元山を除く。)、五香二丁目から五香八丁目まで、五香南一丁目から五香南三丁目まで
	第27分団	高柳、高柳新田、六高台一丁目から六高台九丁目まで、六実一丁目から六実七丁目まで
東部方面隊	第28分団	紙敷(字新田前、下屋敷、木戸場、三才、妙見前、妙見下、土橋及び山ノ下)、高塚新田(字新田前、清原及び壺本松)、秋山
	第29分団	高塚新田(字突棚、小浜屋敷、芝居向、天神山、中ノ窪、一ノ谷、木戸前、八町分、赤作、野中、高札場、野貝塚、背上、八幡越、傘棒、稲越前、駒形、丸山、池ノ台及び北谷台)
	第30分団	高塚新田(字受原及び内野)、紙敷(字北方前、初崎、下ノ宮、雨砂、宮田、中峠、根之神台、中内、蒲浦、一本松、源兵衛後、東出シ山、西出シ山、大久保、権現山、丹後山、島崎、入谷津台及び西金楠台のうち武蔵野線以西)
	第31分団	紙敷(字向堀込、坂之台、大山、向、名木、新堀込、外花輪、花輪、栗芝台、重兵衛山、東金楠台のうち主要幹線1級市道23号以南及び西金楠台のうち武蔵野線以東かつ主要幹線1級市道23号以南)、紙敷一丁目から紙敷三丁目まで、高塚新田(字新堀込及び中台)
	第32分団	河原塚、田中新田、紙敷、(字中馬原作、下馬原作、東金楠台のうち主要幹線1級市道23号以北及び西金楠台のうち武蔵野線以東かつ主要幹線1級市道23号以北)、松飛台(字上馬原作)
二十世紀が丘方面隊	第33分団	三矢小台二丁目から三矢小台五丁目まで、上矢切、中矢切、小山のうち国道6号線以南、松戸(字虹引及び仙元後のうち国道6号線以南)
	第34分団	三矢小台一丁目、下矢切、栗山
	第35分団	大橋、二十世紀が丘戸山町、二十世紀が丘梨元町、二十世紀が丘中松町、二十世紀が丘丸山町、二十世紀が丘美野里町、二十世紀が丘柿の木町、二十世紀が丘萩町、松戸(字柿ノ木台、大橋道、西美野、東美野、市尻後のうち国道6号線以南及び貝台・白山のうち国道464号線以南)
八ヶ崎方面隊	第14分団	八ヶ崎緑町、八ヶ崎一丁目(9番地から12番地まで、29番地から33番地まで及び42番地)から八ヶ崎八丁目まで
	第22分団	金ケ作(字五本木外、騎射立場、佐野、小塚前、大作、ホダシ内、横堀、小作台及び小作)
	第24分団	千駄堀(字外清水、清水台、新山、一年栗、来葉及び駒形を除く。)
	第36分団	市内全域



14. 水防倉庫及び器材資材

番号	河川名	保管場所	所在地	器材																資材										設置年	建坪 (㎡)				
				スコップ	円ピ	掛矢	鋸	のこぎり鎌	竹トゲ鎌	鉈	斧	唐鍬	ツルハシ	立ち鎌	ハンマー	ペンチ	照明灯	一輪車	舟	カッター	ビニールシート	むしろ	縄	ロープ	木杭	鉄製パイプ	丸太	竹	鉄線			じやかご	土のう袋	鉄ぐし SB パイル	木材
				丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	期	台		丁	枚	枚	玉	m	本	本	本	本	kg	本	袋	本					
	江戸川	樋野口 水防倉庫	松戸市樋野口 714-2	66	10	11	2	10	8	4	11	10	1	10	11	5	2	8		2	127		10	120	47	34	30	16	25	4	16,000	184		H4	26.50
	江戸川	新松戸 水防倉庫	松戸市新松戸 1-234	42																			80							26,300			H2	28.00	
	江戸川	市役所 防災倉庫	松戸市根本 387-5																											3,614			S56	58.32	

15. 排水機場及び水門・樋門・樋管一覧表

①排水機場一覧表

種類	排水 機場名	管理者	所在地	ポンプ設備等							
				用途	型式	口径 mm	揚水量 /s	揚程 m	出力 kw・ps	台数	原動機 の種類
	松戸 排水機 場	国土交通省	主水新 田102	雨水 排水	立軸渦巻 斜流 ポンプ コンクリート ケーシング	3,000 4,600	25 50	5.9	2,700 5,600 ps	2 1	ディー ゼル (過給 機付)
	古ヶ崎 排水機 場	国土交通省	古ヶ崎 2374	雨水 排水	二床式 立軸斜流	1,800	7.5	4.5	720 ps	2	ディー ゼル
	樋野口 排水機 場	千葉県	樋野口 656	雨水 排水	立軸斜流 横軸軸流	2,000 1,100	10 2.5	3.5	1,250 200 ps	1 2	ディー ゼル
	柳原 排水機 場	千葉県	市川市 国府台 3丁目 3567-1	雨水 排水	立軸斜流	2,000 2,000	8.7 8.7	4.24 4.24	800 200 ps kw	2 1	ディー ゼル 電動機 兼用
	中堀 排水機 場	松戸市 河川清流課	栄 町 1-40-2	雨水 排水	立軸軸流 水 中 水 中	1,000 600 150	1.93 0.80 0.06	2.6 7 7	75kw 37kw 22kw	1 1 1	電動機 電動機 電動機
	栄町西 排水機 場	松戸市 河川清流課	栄町西 3-1051	雨水 排水	水 中 水 中	250 600	0.1 0.78	2.5 2.7	7.5kw 37kw	1 2	電動機 電動機
	栄町 排水機 場	松戸市 河川清流課	栄 町 5-342	雨水 排水	水 中 水 中	500 800	0.5 1.6	3 2.4	30kw 75kw	1 2	電動機 電動機
	馬橋 排水機 場	松戸市 河川清流課	西馬橋 4丁目 228	雨水 排水	水 中 水 中	800 600	1.5 0.6	3.1 2.4	80kw 30kw	3 1	電動機 電動機
	矢切新 田堀排 水機場	松戸市 河川清流課	中矢切 132-2	雨水 排水	水 中	700	0.9	2.4	37kw	2	電動機

②水門・樋門・樋管一覧表

種類	排水 機場名	管理者	所在地	門扉諸元等								
				用途	型式	口径 mm	揚水量 /s	揚程 m	出力 kw・ps	台数	原動機 の種類	
水門	松戸水門	国土交通省	主水新田102	雨水排水	鋼製ローラーゲート	1.9×13.76					2	電動機
樋門	古ヶ崎樋門	国土交通省	古ヶ崎2374	雨水排水	鋼製ゲート	2.5×4.5					2	電動機
樋門	樋野口樋門	国土交通省	樋野口656	雨水排水	鋼製ゲート	5.0×4.9					2	電動機
樋門	赤塚樋門	国土交通省	納屋河岸	雨水排水	鋼製ゲート	4×4.5 5×2.5					1 2	手動
水門	柳原水門	国土交通省	栗山	雨水排水	鋼製ローラーゲート	13.06×12.5					1	電動機
樋門	柳原樋門	国土交通省	栗山	雨水排水	鋼製ローラーゲート	3.16×12.5					1	電動機
水門	和名ヶ谷水門	千葉県	和名ヶ谷地先	雨水排水	鋼製ローラーゲート	8.00×2.40					2	電動機
水門	国分川水門	千葉県	和名ヶ谷地先	雨水排水	鋼製ローラーゲート	5.00×2.63					1	電動機
水門	上矢切水門	千葉県	上矢切地先	雨水排水	鋼製ローラーゲート	11.10×4.98					1	電動機

## 16. 防災行政無線

No.	設 置 場 所	住 所
1	本 土 寺	松戸市 平賀63
2	大 金 平 浄 水 場	〃 大金平3-128
3	根 木 内 市 道	〃 根木内102-4地先
4	小 金 中 学 校	〃 横須賀187
5	新 松 戸 北 小 学 校	〃 新松戸7-192
6	稲 荷 大 神	〃 七右衛門新田254
7	新 松 戸 中 央 公 園	〃 新松戸6-22
8	小 金 小 学 校	〃 小金355
9	小 金 公 園	〃 小金きよしが丘2-12
10	根 木 内 中 学 校	〃 小金原1-30
11	市 水 小 金 営 業 所	〃 二ツ木42-2
12	や な ぎ 公 園	〃 新松戸3-351
13	は す だ 公 園	〃 馬橋710
14	旭 町 小 学 校	〃 旭町1-20-2
15	広 田 公 園	〃 西馬橋広手町9
16	馬 橋 小 学 校	〃 馬橋1515
17	馬 橋 保 育 所	〃 三ヶ月1534
18	貝 の 花 小 学 校	〃 小金原8-10
19	小 金 原 体 育 館	〃 小金原6-4-1
20	栗 ケ 沢 中 学 校	〃 小金原9-25
21	高 木 小 学 校	〃 金ヶ作120
22	第 三 中 学 校	〃 馬橋2080
23	と の や ま 公 園	〃 新作3-1163
24	栄 町 第 一 公 園	〃 栄町6-475
25	日 大 齒 学 部	〃 栄町西2-870
26	古 ケ 崎 中 学 校	〃 古ヶ崎2515-1
27	古ヶ崎 市 民 セ ン タ ー	〃 古ヶ崎4-3490
28	古ヶ崎 第 二 保 育 所	〃 古ヶ崎1-2994
29	北 部 小 学 校	〃 根本217
30	北 松 戸 公 園	〃 上本郷397-1
31	寒 風 台 小 学 校	〃 松戸新田316-25
32	第 六 中 学 校	〃 千駄堀1341
33	常 盤 平 第 三 小 学 校	〃 常盤平西窪町25-1
34	常 盤 平 第 三 一 学 校	〃 常盤平7-1
35	し ょ う ぶ 公 園	〃 常盤平2-22
36	金 ケ 作 公 園	〃 常盤平3-27
37	第 四 中 学 校	〃 五香六実13
38	北 丘 公 園	〃 五香六実735
39	高 木 第 二 小 学 校	〃 五香六実197
40	六 実 中 央 公 園	〃 六高台3-142

No.	設 置 場 所	住 所
41	六 実 駅 前 ロ ー タ リ ー	松戸市 五香六実479
42	六 実 第 二 小 学 校	〃 五香六実440-1
43	元 山 駅 前	〃 五香六実36
44	松 飛 台 小 学 校	〃 初富飛地3
45	八 柱 霊 園	〃 田中新田48-2
46	河 原 塚 小 学 校	〃 河原塚47-1
47	稔 台 小 学 校	〃 稔台805-1
48	緑ヶ丘 第 一 公 園	〃 緑ヶ丘1-90
49	松 戸 中 央 公 園	〃 岩瀬487-1
50	中 部 小 学 校	〃 松戸2062
51	戸 定 館	〃 松戸642
52	旭ヶ丘 第 一 公 園	〃 松戸2275
53	和 名 ヶ 谷 小 学 校	〃 和名ヶ谷1085
54	河 原 塚 中 学 校	〃 河原塚190
55	松 飛 台 市 道	〃 松飛台522地先
56	東 部 小 学 校	〃 高塚新田382-1
57	東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	〃 高塚新田352
58	梨 香 台 小 学 校	〃 高塚新田512-13
59	胡 録 神 社	〃 大橋769
60	二 十 世 紀 が 丘 保 育 所	〃 二十世紀が丘戸山町73
61	東 部 小 学 校	〃 小山148
62	総 合 福 祉 会 館	〃 上矢切299-1
63	矢 切 小 学 校	〃 中矢切540
64	県 水 栗 山 浄 水 場	〃 栗山798
65	浅 間 公 園	〃 中金杉字北ノ内
66	下 山 公 園	〃 新松戸1-103
67	東 雷 神 社	〃 東平賀226
68	新 松 戸 南 中 学 校	〃 新松戸2-124
69	幸 谷 小 学 校	〃 幸谷212-2
70	め じ ろ 公 園	〃 小金原4-5
71	南 谷 公 園	〃 八ヶ崎緑町
72	か も め 公 園	〃 小金原7-30
73	八 ヶ 崎 市 道	〃 八ヶ崎600地先
74	八ヶ崎中央汚水処理施設	〃 八ヶ崎
75	金ヶ作 小 学 校	〃 金ヶ作317
76	金ヶ作 中 学 校	〃 金ヶ作341-15
77	熊 野 神 社	〃 中和倉332
78	仲 台 公 園	〃 北松戸3-3
79	ク リ ー ン セ ン タ ー	〃 高柳1832
80	六 実 小 学 校	〃 六高台4-131



No.	設 置 場 所	住 場 所
81	五 香 市 民 セ ン タ ー	松 戸 市 五 香 六 実 93-33
82	や ま ぶ き 公 園	〃 常 盤 平 5-5
83	し ら か し 公 園	〃 常 盤 平 6-17-1
84	か ぶ と 公 園	〃 牧 の 原 2 丁 目 9
85	八 坂 神 社	〃 金 ヶ 作 32
86	稔 台 市 民 セ ン タ ー	〃 稔 台 100-1
87	明 市 民 セ ン タ ー	〃 上 本 郷 2676-6
88	南 花 島 公 園	〃 南 花 島 1-13
89	つ つ み 公 園	〃 樋 野 口 字 堤 外 563
90	消 防 局	〃 松 戸 新 田 114-5
91	資 源 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	〃 松 飛 台 506
92	串 崎 公 園	〃 串 崎 南 町 183
93	市 立 松 戸 高 校	〃 紙 敷 197
94	春 日 神 社	〃 秋 山 240
95	高 塚 新 田 緑 地	〃 高 塚 新 田 字 八 幡 腰 501-1
96	柿 ノ 木 台 小 学 校	〃 二 十 世 紀 が 丘 柿 の 木 町 111
97	寺 沢 公 園	〃 三 矢 小 台 3-20
98	幸 田 第 二 公 園	〃 幸 田 字 東 宮 脇
99	鹿 島 神 社	〃 殿 平 賀 183
100	こ ぶ し 公 園	〃 新 松 戸 7-130
101	旭 町 稻 荷	〃 旭 町 2-477-1
102	新 松 戸 ア ン ダ ー 脇 市 道	〃 新 松 戸 4-308
103	藤 花 塚 公 園	〃 小 金 〆 き よ し 〆 丘 1-10-1
104	根 木 内 東 小 学 校	〃 根 木 内 598
105	王 子 神 社	〃 馬 橋 1784
106	八 ヶ 崎 第 二 小 学 校	〃 八 ヶ 崎 812-20
107	東 堀 歩 道	〃 上 本 郷 520 番 地 先
108	中 堀 抽 水 場	〃 栄 町 1-40
109	市 立 病 院	〃 上 本 郷 4005
110	県 立 松 戸 高 校	〃 中 和 倉 590-1
111	千 駄 堀 集 会 所	〃 千 駄 堀 961
112	つ つ じ 公 園	〃 常 盤 平 1-1-1
113	松 飛 台 第 二 小 学 校	〃 松 飛 台 59
114	牧 野 原 中 学 校 裏 市 道	〃 初 富 飛 地 3-4 番 地 先
115	門 前 公 園	〃 金 ヶ 作 字 陣 屋 前
116	日 暮 公 園	〃 日 暮 字 外 内 海 道
117	松 戸 新 田 駅 前	〃 松 戸 新 田 263
118	天 神 山 市 営 住 宅	〃 松 戸 新 田 523-7
119	つ く し 公 園	〃 吉 井 町 5
120	旭 ヶ 丘 第 三 児 童 公 園	〃 岩 瀬 字 鍛 冶 塚 620

No.	設 置 場 所	住 所
121	本 法 寺	松戸市 和名ヶ谷724
122	八 幡 神 社	〃 串崎新田157
123	春 日 神 社 ( 紙 敷 )	〃 紙敷1136
124	胡 録 神 社 ( 紙 敷 )	〃 紙敷919
125	養 護 老 人 ホ ー ム	〃 大橋424
126	上矢切つつじこどもの遊び場	〃 上矢切1133-33
127	長 作 児 童 公 園	〃 三矢小台1-13
128	高 塚 団 地 前 市 有 地	〃 高塚新田123-8
129	大 流 公 園	〃 横須賀2-12

17. 松戸市水防協議会委員名簿

	現 職 名	備 考
会長	松 戸 市 長	
委員	千 葉 県 東 葛 飾 地 域 振 興 事 務 所 長	
〃	千 葉 県 松 戸 警 察 署 長	
〃	千 葉 県 松 戸 東 警 察 署 長	
〃	千 葉 県 東 葛 飾 土 木 事 務 所 長	
〃	千 葉 県 水 道 局 市 川 水 道 事 務 所 松 戸 支 所 長	
〃	陸 上 自 衛 隊 松 戸 駐 屯 地 指 令 業 務 室 長	
〃	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 江 戸 川 河 川 事 務 所 松 戸 出 張 所 長	
〃	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 松 戸 営 業 所 長	
〃	東 京 電 力 株 式 会 社 松 戸 営 業 所 長	
〃	京 葉 ガ ス 株 式 会 社 東 葛 支 店 長	
〃	松 戸 市 水 防 団 長	
〃	松 戸 市 副 市 長	
〃	松 戸 市 消 防 局 長	
〃	松 戸 市 総 務 部 長	
〃	松 戸 市 財 務 部 長	
〃	松 戸 建 設 部 長	
〃	松 戸 市 街 づ く り 部 長	
〃	松 戸 市 消 防 局 消 防 企 画 課 長	
〃	松 戸 市 消 防 局 警 防 課 長	
〃	松 戸 市 総 務 部 危 機 管 理 課 長	
〃	松 戸 市 建 設 部 建 設 総 務 課 長	
〃	松 戸 市 建 設 部 河 川 清 流 課 長	

## 18. 松戸市水防協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定により、松戸市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理者)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故のあるときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(その他の職務代理者)

第3条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表者たる委員に事故のあるときは、当該委員が指名する職務上の代理者がその職務を行なうことができる。

(任期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある任期とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任任期とする。

(会議)

第5条 会長は、協議会を召集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部においてこれを処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改正。

